

# 養父市農業委員会

## 第34回会議録

令和7年7月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第34回会議録

1. 開催日時 令和7年7月24日（木曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第110号 非農地証明交付申請の承認について

議案第111号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第113号 非農地判断について

### 報告事項

報告① 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

報告④ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告⑤ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員（12名）

|          |          |         |          |
|----------|----------|---------|----------|
| 1番 谷垣重俊  | 3番 藤原健次  | 4番 坂本光  | 5番 前川章   |
| 6番 濱田房子  | 7番 珍坂聡   | 8番 圓山満  | 9番 山根達夫  |
| 10番 藤原義幸 | 11番 木下計介 | 12番 秋山博 | 13番 西谷英樹 |

### 5. 欠席農業委員（0名）

無し

### 6. 出席推進委員（11名）

|           |           |          |          |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 14番 小林誠   | 15番 内田重雄  | 16番 齋藤隆之 | 17番 荒木奈見 |
| 18番 谷村昭雄  | 19番 藤本浩一郎 | 20番 栗田匡晃 |          |
| 22番 上垣美由紀 | 23番 宇佐見孝一 | 24番 井上勝雄 | 25番 米田渡  |

### 7. 欠席推進委員（0名）

無し

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 城戸 優臣 主事 西村 陽聖

事務局 : 第34回農業委員会総会を開会といたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さんこんにちは。午前中、大変暑い中、現地確認、本当に御苦労さんでした。久々に私も現地確認に行きまして、家では草刈りをして暑いなと思っても、ただ、見て回って暑いなというのは、今日、久々に感じました。

そしてまた、先週は県外視察、滋賀県と岐阜に行ってもらいました。最初の研修のこの●●農園さんですか、思ったよりスケールがでかくて、設備もとんでもない設備だったものでちょっとあっけにと取られたところもありましたけど、それでも、皆さん、質問してもらって、盛り上がったんじゃないかなと思っております。大変良い勉強になったと思います。

そして、本日はまた、総会の終了後ですけども、農地パトロールの出発式なんかもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日もまた慎重審議よろしくお願ひいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

事務局 : 初めに、会議の成立について報告いたします。本日、農業委員出席数、12名中全員の出席でありますので、養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員も11名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、山根会長、お願ひいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、12番の秋山農業委員と13番の西谷農業委員にお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。議案第110号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 失礼します。資料1ページ御覧ください。議案110号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、八鹿町小山の土地1筆で、面積が18平方メートルです。所有者は鳥取県の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃から墓地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは2ページから7ページとなっております。

2番、大久保の土地5筆で、合計面積が592.61平方メートルです。所有者は大久保の方で、非農地の事由としましては、それぞれ、昭和40年頃から宅地化、また20年ほど前から雑種地化、また50年以上前から山林化という状況になっており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは8ページから17ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
番号1番の八鹿町小山の件について、担当農業委員より説明を求めます。  
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。本日は暑い中、大変御苦労さまでした。  
2ページ、左のほうにつるぎが丘と書いてありますが、その下に小さい丸で囲ってあります。  
3ページ、下から上がってくるのが、9号線で、右は、コメリのところから上がってくるところになります。場所的にいったら、カーブのところから細い道があるんですけども、ここから赤丸で囲ってあるところが申請地になります。  
5ページを見ていただいたら分かりますけども、この5ページの現況写真で、墓地が1つあるんですけども、その真ん中で赤い線が引いてあって、これは共同で買われたところを現況に合わせて地目変更をしたいという申出でした。墓地としては使用許可証を取っていますけども、農業委員会のほうに地目変更の申請をしていなかったから申請したいということで、よろしくお願ひします。  
以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。地元の農業委員の方から詳しく説明がありました。それで、5ページの赤枠という部分、ちょうど石碑のほうは終わっているんですけど、この上がり口から燈籠の付近が地目変更ということで出ていますので、ひとつよろしくお願ひします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 先ほど農業委員さんが言われたとおり、別に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第110号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大久保の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。大久保の件、8ページからちょっと見ていただきます。その前に、この件は、土地の耕作をしてほしいということで、近辺整理ということで、畑を宅地とか雑種地、山林というふうに地目を現状に合わせたいということで出されています。

それでは、8ページ、丸の部分、3か所、これが、航空写真の位置から見ていただいたら、最初の集落の中の赤枠で囲った部分と、それから、上のほう、3筆ある分と、次のページの農道の上のほうに、今、山林ですけど、1643、3か所の部分です。

字限図で、11ページの部分、これが、写真を見ていただきますと、14ページの小屋ですね、物置を建てられた、これを宅地に変更ということです。それから、3筆が並んでいる部分、14ページの下の部分、それから、15ページの2か所の部分、現状では、言うたら畑でしたけど、全然耕作できていないということで、写真のようになっております。現地、近くまで行くんですけど、赤線というようなどこまでは、はっきりは分かりません。それから、最後の16ページ、山林になっている状態の写真です。

以上が、現状地目に変更したいということです。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 谷垣です。今朝、大久保の、たくさん案件がありましたけれども、現地を見させていただきました。14ページからの写真のとおりでありまして、全て、一番最初の後田430というところはこういう倉庫が建っていますが、あとのとこ

ろは、畑地だったところが今はもうこういう荒地になっているというような状況でありました。非農地ということで問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します。推進委員の米田です。この大久保の件ですけど、3か所あって、3か所ともそれぞれちょっと違うんですけど、1か所は住宅に付随したような、物置のような小屋が建っておるというようなことで、これも非常に年数がたっておりますし、3筆あった畑のほうも、もう既にかなり荒地になっておって、竹やぶであったり、雑木林に囲まれているような状況でした。

一番大きい筆の1643番地については、かなり以前からもう山林化しておるような状況で、この3件とも含めて、非農地として承認していただいても問題なかろうと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第110号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第111号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 18ページを御覧ください。議案第111号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市関宮の土地1筆、面積は244平方メートルです。申請人は養父市関宮の方で、国道9号線から自宅への進入路が狭いため、その拡幅と露天駐車場を建設することが転用の目的です。関連ページは19ページから25ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の関宮の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域の中にある農地のため、第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。よろしくお願ひします。暑い中、現地調査委員の方、今朝は御苦労さまでした。

場所なんですけども、国道9号線沿いで、19ページにありますけど、右側が八鹿方面、左がハチ高原方面なんですけども、地域局の手前に但馬銀行がありまして、その駐車場の手前のとこです。

21ページを見ていただいたら、赤い囲いがある318-1が申請地なんですけども、その後ろに「水」と水路があるんですけども、これは雨水の水路なんで、農業水路ではないんで問題はないかと思ひます。

22ページのカラーの写真があるんですけども、この右側の柵のとこから、いつも国道から申請者の方は車で出入りされているんですけど、非常に狭い私道なんです。雪が降ったときなんかは、一度車ごと左の畑のとこに落ちたりして、以前からここを広げたいというのは聞いていたんです。今回、この坂になっている私道に沿って造成されて、このとこを駐車場として土地を活用したいということで申請されました。

別に周りにも影響もないし、これから、今日、谷垣委員さんがおっしゃっていたように、年を取っていくと、施設の車とか、それから救急車とか出入りができる道は必要やなとおっしゃっていただいて、そのためにも道路の拡幅は必要であると思ひますし、駐車場も、前の、家のほうからは出入りできませんので、この後ろが唯一の出入りの道になるので、ぜひ申請を許可していただいて、この方が住みやすいようにしていただいたらなと思ひます。よろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
現地調査委員、私ですから、私のほうから説明させていただきます。

山根委員： 地元委員さんが言われたとおり、22ページ、23ページなんですけども、22ページの右上に赤いポールがあります。この手前のところが9号線です。そこからずっと家のほうが、この里道をずっと降りて行って、左の申請地なんですけども、その道が、先ほど申し上げました、すごい狭いところで、この家の方は、奥に駐車場もあるんですけども、先ほど、落とされたとかいろんなことがありまして、この地に駐車場をこさえたいということです。

ちょっと高低差がありまして、この道と畑と。作り土を取って埋立てして、この道並みに、里道並みの高さに持って行って進入路をこさえて、この駐車場スペースの4台ですけども、もっと止めれるんですけども、そういった感じで駐車場をしたいということです。今、奥には駐車場があるんですけども、その倉庫というか、車庫をもう解体して、こちらに持っていきたいということで申請が出ていました。それを確認してまいりましたので、よろしく願いしたいと思います。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
24番、井上推進委員。

井上推進委員： 失礼します。24番、井上です。今朝は現地確認をいただきましてありがとうございます。暑い中で大変だったと思います。

今、農業委員さんのほうから説明があったとおりで何ら問題ないかと思しますので、御理解よろしく願いしたいと思います。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。よろしいですか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第111号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第112号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局：26ページを御覧ください。議案第112号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市藪崎の土地1筆、面積は191平方メートルです。譲渡人は宝塚市の方、譲受人は養父市藪崎の方です。申請地内に自家用車及び譲受人が営んでいる林業用の車両や資材を置くため、露天駐車場及び露天資材置場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権となっております。

本日お配りした議案で分かりにくい点がございましたので、2点、補足させていただきます。本日、1枚、資料をおつけしております、そちらをまず御覧ください。まず1点目、申請地の範囲が分かりにくいという御指摘がございました。写真を2枚、上下につけております。上の写真を見ていただいたら分かりやすいかと思いますが、手前側、赤枠、赤塗りしているところが、今回、5条で上がっている申請地です。奥側に緑色の部分がございしますが、こちらは農地として同じ譲受人と譲渡人の中で、令和7年1月30日をもって3条許可を得て、農地の売買が成立しているところになります。ですので、赤枠で囲っているところが、今回の5条の対象となります。

もう1点、始末書を添付しておりますが、一部記載が分かりにくいという御指摘がございました。こちら、既に事前着工しているところが2つございます。写真の下段側を見ていただいて、手前の左側、ちょっと分かりにくいですが、コンクリートが打たれているところ、こちらは、譲渡人のほうが何十年も前から、この状態で使われていたところですが、その右側、採石敷になっているところが、今回譲受けられる方が近くに居を移されて、駐車場がないため、この譲渡人に相談したところ、使っていいよという承諾を得て、採石敷をして、農地転用のことを知らずに、事前に駐車場として使ってしまったという状況がございします。

こちらの2点を補足させていただきます。関連ページは27ページから32ページとなっております。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の藪崎の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局：申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域の中にある農地のため、第3種農地に該当します。一般基準については、資

力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく申し上げます。本日は早朝より、暑い中、現地調査のほう、ありがとうございました。

28ページを御覧ください。航空写真ですが、赤丸で囲まれた白抜きの中に緑に塗ってある場所が今回の場所です。この場所は、大屋川と円山川の合流付近、上藪崎のちょうど北兵庫産業の生コンのプラントと福井建設さんの本社社屋の近くにあります。その大屋橋から千石橋に行く途中に、養父神社のほうに向かう市道養父市場上藪崎線というのがあるんですが、そこを50メートルほど入ってもらったところに、交差点というか、ちっちゃい細い道なんですけど、そこをまた10メートル以上ちょっと入ったところにあります。

写真を見ていただいたら分かるように、周辺は住宅に囲まれた場所になります。今回の駐車場、元畑地ということで、この部分だけはぽっかりと穴が空いたみたいになって残っている場所になります。先ほど事務局より写真の差し替えということであった写真を見ていただいたら分かりますとおおり、周辺は家に囲まれております。

今回、始末書の内容、文章がもう少し分かりにくいとかいうところでちょっと指摘がございましたが、それ以外のことでは特に問題ないのではないかと思います。審議のほう、よろしく申し上げます。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今日、現地を見させていただきました。今、説明がありましたように、本日配られた写真のピンク色の赤枠で囲ってあるところが該当のところですが、今日は申請者の方はいらっしゃらなくて、業者の方が来ておられたんですね。ちょうど今、下の写真の軽トラックが止まっている、道を挟んで反対側に、あれは平家というよりも、半2階みたいな感じの建物ですけども、その業者の方が言うておられたのは、大変いい建物だということで、今、もう既に今回の土地を申請されている方がそこに住んでおられます。聞きますと、養父市の地域おこし協力隊の方であるということでもあります。何か林

業をされているということで、私、ちょっと今確認したんですけど、今日、3条申請というものの、別のとじたやつの中に、これの最後のページ、3分の3と書いてあるところ、今日の配られた資料の3条申請許可済みというやつ、これの最後のところをちょっと見ていただきたいんですけど、そこに藪崎というところがあります。一番最後のページです。令和7年1月6日、藪崎451番の2ということで、皆さんも記憶されていると思いますが、28ページの地図と見比べていただいて、28ページの今の赤い丸で囲ってある下のところに、ちょっと下を降りたところに、451-2という令和7年1月6日のやつがここにあります。私はこれ、林業ということを知ったので、同じ方かなと思ったら、これを見ると、名前が違うんですね。譲受人の方の名前と今日の申請をされている方との名前が違うので、同じ協力隊の方でも別の方と。この251-2のところを見に行きますと、資材置場ということになっておりましたけども、ビニールシートが1か所敷いてあるだけで、ほかは資材も何にも置いてありませんでした。だから、半年以上がたつのに何をされているのかなと、今日、思って帰ってきました。

それは、もう3条のほうの案件なのでちょっと置いといていただいて、今日の配られたプリントの、この写真のやつですね、これの上側のほう、令和7年1月30日、3条取得済みというので、先ほどの一覧表には出ていないですね。

この3条取得済みと四角の枠で囲ってあるところは、これは同じ今日の申請人の方がされてる。これ、今見ていただいたら、写真のとおりで、農地としては全然使っておられませんわ。ただ、もうほったらかしになっている感じです。何のために3条で取得されたのかなと思って、全然変わっていない。このような写真になっていますが、これは、今度のときに御指導されるほうがいいと思います。

この方は、全然知らないからこうなってしまったようなことを始末書にも書いておられるけれども、よく御存じないわけですね。それで、今度、この赤枠のところの話で、今日のやつのに戻りますけれども、今日、聞いたら、当該の方ももうおられないし、業者の方がおられただけで、この始末書の書き方が、これでは不十分だということで申し上げたんですけども、農業委員会として、このコンクリートを打っているところについては、いつ頃かというようなことを始末書にちゃんと書いておいてほしいということでは言いましたら、業者の方が聞いておられて、昭和59年に、前の持ち主がここをコンクリートを打ってされたんだということをおっしゃいましたわ、業者の方が来ておられて。だから、今、軽自動車が進んでいますが、ここはコンクリートを打たれている部分、そして、さらにコンクリートよりちょっと奥がありますよね、こここのところに、予定では資材置場というようなものを造られるというようなことのようにあります。

せっかくこうしてされているんで、やっぱり活用をしっかりといただかな

いと、何のためのこんな文書を出しておられるのかなと思ったりするような疑問に思いました。私は、先ほど言いましたように、同じ人物かなと思ったら、全然違う方なんです、ちょっと勘違いしていましたが、そういうことで、せっかくこうして農地を5条でされるようなことになっていますので、しっかりとこれからやっていただきたいなと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。現地につきましては、先ほどから説明がありましたように、28ページの航空写真を見ていただきましたら分かりますように、村中の一面にある農地ということで、周りには特に影響がないかというふうに考えます。

ただ、先ほど言われましたように、以前に取得された部分につきまして、全く未耕作であるということを考えましたら、ちょっとこの辺は農業委員会として注意して監視する必要があるのではないかと。さらに、今回の申請が奥側になりますので、ここ、連たんしたところで資材置場に転用されないかちょっと危惧がされますので、要注意だというふうに考えております。以上です。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。  
小林さん、どうぞ。

小林推進委員： 先ほど藤本さんが言われたんですけど、この3条申請取得済みで、3条で取得済みの土地をどのように農業委員会として管理していくのか、見守っていくのかというのを、例えばこの5条申請しとるときに一緒に地目変更を受けちゃったほうが、恐らく職種も違うし、同じ方が取得されているんだったら、その辺のことも、案内じゃないけど、どうですかというふうなことを一言言ってみてもよかったですんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局： 事務局から説明させていただきます。

もちろん同じ方が取得されておりますので、連たんした土地ということで、同時に相談は来られました。当時は両方3条でという届出だったんですが、見ていただいたように、今回、申請地は事前に転用されているところですので、まず、3条の許可は受け付けられないというところです。ですので、奥側は3条、手前側は5条というふうに切替えをさせていただきました。

農地転用については、必要最小限というルールがありますので、おっしゃられたように使うことがもしないのであれば、5条で地目を変えるということも

可能は可能なんですが、ただ、農業委員会の立場としては、農地をできる限り減らさないということで、3条の要件をみたしているものがあるものは3条で受け付けるといったことになろうかと思えます。

じゃあ、奥側の管理はどうするかといったところは、今回、調査表と併せてお配りさせてもらっている中に今回の件も載っていますので、毎年、農地パトロールにおいて耕作しているかどうか、常日頃のパトロールで耕作が続いているかどうかというのを確認していただいて、なければ、また荒れるようでしたら指導をするというようなことになろうかと思えます。以上です。

小林推進委員： 多分、どう見ても、可能性からして、そのほうが高いのではないかと  
思うので、僕らも強制力がないので、そこをどう判断するかだと思えます  
けどね。それでもいいのなら、あれですよというのを僕らは事務局に言うだけで、  
事務局があとは強制的な指導をされるんだったらいいですけど、こうですよ  
言ったところで、僕らは強制力がないので、委員なので。今までもちょこちょ  
こそういうことがあったので、見ときます、どうこうですといったところで、  
さあ、それがどうなるのかなというのは懸念されるということ。

議 長： だから、今後は、すぐにじゃないですけど、また農地パトロールで、担当の  
人が、ちょっと見てもらって、それ、耕作されていないようでしたら、ある程  
度、文書か何かでも指導していかないと、というふうに思うんですけどね。  
藤本さん、どうぞ。

藤本委員： 今現在、未耕作地の状態ですので、今回の許可を出されるときに指導はして  
いただきたい、事務局のほうで、お願いします。

事務局： それは、させていただきます。

議 長： ほかに御質問ありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第112号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決  
することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしまし  
た。

続きまして、議案第113号「非農地判断について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局：本日お配りしました別冊を御覧ください。机の上に置いてあったものです。  
こちらが議案第113号「非農地判断について」となります。

これは、昨年度実施いただきました農地パトロールの結果において、山林の様相を呈するなど、農地として復元が不可能であると判断された農地の中から、農地法第2条第1項に記載されている農地というものには該当しないということを経営委員会が判断し、決定するものとなります。この議案にて非農地となった土地につきましては、農地基本台帳から除外するとともに、所有者及び関係機関に通知することとなります。

本議案の対象農地は、農地パトロールの結果、農地として復元することが不可能であると判定された農地の中から山林化や原野化が著しいものを選出し、ほ場整備の対象となったものや、雑種地化、宅地化しているものは除いております。

本日は、先月の総会後にお配りした候補地の中から非農地判断することがそぐわないという連絡があったものを外し、656筆、193,402.89平方メートルについて御審議いただきたいと思っております。今回の議案において、非農地と判断することがそぐわない農地がございましたら、この場で御発言いただき、除外をしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議長：説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、議案第113号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長：ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」、事務局より説明を求めます。

事務局：33ページを御覧ください。報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」です。

届出番号1番、養父市八鹿町石原の土地1筆、面積は1,672平方メートルです。地権者は養父市八鹿町石原の方、事業主体は兵庫県但馬県民局朝来農林振興事務所です。予防治山事業に伴い、施工ヤード及び資材置場として一時的に利用されます。事業の着手は令和7年7月、工事の完了は令和8年3月の予定となっております。

位置につきましては、35ページを御覧ください。横向きに見ていただきまして、中央、左右に走っているのが、県道日影養父線となっております。右側が八鹿方面、左側が妙見方面となっております。こちらが椿色という集落に入るところになります。まず、小佐川を椿色向きに行っていただくと、最初のカーブに差しかかったところ、地図でいいますと緑色で塗っているところ、赤丸がしてあるところが申請地となります。

こちらの場所に、37ページがございますように、予防治山事業が予定されております。こちらの進入口、そして施工ヤード及び資材置場としての転用が活用されることとなっております。

場所につきましては、38ページを見ていただきまして、ピンク色に塗って網かけをしているところが今回の申請地となります。

現場の写真につきましては、39ページに載せております。こちらの場所が一時転用の場所となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。  
小林さん、どうぞ。

小林推進委員： この土地なんですけど、多分六、七年前に畑地をされた、山椒を植えられたと思っているんですけども、それを借りて、また原状復帰で返されるんですか。

事務局： 一応、39ページの写真を見ていただいたら分かるかなと思うんですが、幾らか植わっているものもございます。こちら、朝来農林振興事務所の契約書においては、中にある耕作物が邪魔であったら除去しても構わないという契約になっておりますので、基本的には、赤枠を囲われているんですけども、山側の黄色に塗っているところで、なるべく作物に影響がないような範囲で施工はされるんですが、抜いたものを、多分戻されないのかなと思います。

議長： ほかに質疑のある方、どうぞ。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告②「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 40ページを御覧ください。届出番号1番、大屋町笠谷の土地1筆で、面積は1,788平方メートルです。貸人は大屋町大杉の方で、借人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年6月6日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告③「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 41ページを御覧ください。届出番号1番、養父市外野の土地4筆、合計面積は1,937平方メートルです。貸人は西宮市の方、借人は外野の方です。合意解約年月日は令和7年7月9日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作されます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 42ページを御覧ください。報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、十二所の土地1筆、面積が894平方メートルです。譲受人は浅野の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日

が6月2日、許可日が6月13日となっています。

2番、上箇の土地1筆、面積が214平方メートルです。譲受人は広谷の方、譲渡人は明石市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が6月17日、許可日が7月1日となっています。

3番、鉄屋米地の土地2筆、合計面積が2,420平方メートルです。譲受人は奥米地の方、譲渡人は神戸市の方です。使用貸借権を設定されております。申請日が6月17日、許可日が7月3日となっています。

4番、八鹿町小山の土地1筆、八鹿町朝倉の土地1筆、合計面積が1,609平方メートルです。譲受人は八鹿町小山の方、譲渡人は京都府福知山市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が7月7日、許可日が7月14日となっています。

5番、大屋町加保の土地1筆、面積が355平方メートルです。譲受人は大屋町加保の方、譲渡人は大阪府柏原市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が7月10日、許可日が7月14日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。  
1番、森の土地4筆、合計面積は4,387平方メートルです。申請人は奈良県生駒郡の方です。取得した日が令和7年2月15日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。こちらの土地につきまして、現在、養父市内の方によって耕作されております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
以上で第34回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根 達夫

署名委員 和山 博

署名委員 西谷 英樹

